

## 有害規制物質リスト

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備 考
				RoHS	化審	POPs	労安	オゾン	
A1-01	カドミウム及びその化合物		100ppm以下 (100ppm以下)注記3	○					注記2
A1-02	六価クロム化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-03	鉛及びその化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-04	水銀及びその化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-05	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	臭素系難燃剤	1000ppm 以下	○					〃
A1-06	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	臭素系難燃剤	1000ppm以下	○					〃
A1-07	フタル酸ビス(DEHP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-08	フタル酸ジブチル(DBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-09	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A2-01	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)		使用の原則禁止	○	○				
A2-02	ポリ塩化フタル酸(塩素数が2以上のものに限る。)		使用の原則禁止	○	○				
A2-03	ハサクロロベンゼン(HCB)		使用の原則禁止	○	○				
A2-04	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-1-エキソ-1, 4-エント-5, 8-ジメタノフタル酸	アルドリソ	使用の原則禁止	○	○				
A2-05	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エキソ-ギヤー-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エント-5, 8-ジメタノフタル酸	デキルドリソ	使用の原則禁止	○	○				
A2-06	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エキソ-ギヤー-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エント-1, 4-エント-5, 8-ジメタノフタル酸	エントドリソ	使用の原則禁止	○	○				
A2-07	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	DDT	使用の原則禁止	○					
A2-08	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘキタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物	クロロベンゼン又はヘキタクロロ	使用の原則禁止	○	○				
A2-09	ビス(トリブチルスズ)=オキド		使用の原則禁止	○					
A2-10	N, N'-ジトリル-1-アラーフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-1-アラーフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-1-アラーフェニレンジアミン		使用の原則禁止	○					
A2-11	2, 4, 6-トリ-2-シヤリ-ブチルフェノール		使用の原則禁止	○					
A2-12	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチレビスシクロ[2.2.1]ヘキサン	トキサフエン	使用の原則禁止	○	○				
A2-13	トキサフエン-2-カロロ-2-メタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]	マイレックス デカン	使用の原則禁止	○	○				
A2-14	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール	ジコヘル又はケルゼン	使用の原則禁止	○	○				

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備 考
				RoHS	化審	POPs	労安	カソ	
A2-15	ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン	ヘキサクロロブタジエン	使用の原則禁止		○	○			
A2-16	2-(2H-1, 2, 3-ヘンツトリアリール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール		使用の原則禁止		○				
A2-17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)又はその塩	PFOS	使用の原則禁止		○				
A2-18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド	PFOSF	使用の原則禁止		○				
A2-19	ヘンタクロロベンゼン(PeCB)		使用の原則禁止		○	○			
A2-20	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロヒキサン	$\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン	使用の原則禁止		○	○			
A2-21	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	$\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン	使用の原則禁止		○	○			
A2-22	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	$\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリソシン	使用の原則禁止		○	○			
A2-23	デカクロロヘンタシクロ[5.3.0.0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカソ-5-オノ	クロルデコン	使用の原則禁止		○	○			
A2-24	ヘキサブロモビフェニル		使用の原則禁止		○	○			
A2-25	テトラブロモ(フェノキシベンゼン)	テトラブロモビフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○			
A2-26	ヘンタブロモ(フェノキシベンゼン)	ヘンタブロモビフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○			
A2-27	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)	ヘキサブロモビフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○			
A2-28	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)	ヘプタブロモビフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○			
A2-29	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ヘンツジオキサヒドロ-3-オキド	エントスルファン又はヘンツエピン	使用の原則禁止		○	○			
A2-30	ヘキサブロモシクロドデカン		使用の原則禁止		○	○			
A2-31	ヘンタクロロフェノール、その塩及びエスル類		使用の原則禁止		○	○			
A2-32	トリ塩化直鎖ハラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48%を超えるものに限る。)	短鎖塩素化ハラフィン(SCCP)	使用の原則禁止		○	○			
A2-33	1-1'-オキジス(2-3-4-5-6-ヘンタブロモベンゼン)	デカブロモビフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○			
A2-34	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び関連物質 ペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)(PFOAの異性体)又はその塩	PFOA ペルフルオロアルカン酸	使用の原則禁止		○	○			注記7
A2-35	ペルフルオロオクタン酸関連物質(次に掲げる化学物質をいう。)	ペルフルオロオクタン酸	使用の原則禁止		○	○			
A2-35 イ	1, 1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8-ヘプタデカフルオロ-8-ヨードオクタン	ペルフルオロクルヨジド	使用の原則禁止		○	○			
A2-35 ロ	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカソ-1-オール	8:2フルオロマーアルコール	使用の原則禁止		○	○			
A2-35 ハ	イ及びロに掲げるもののほか、炭素原子と直接に結合するヘンツデカルオカル基(炭素数が7のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの	ペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質	使用の原則禁止		○	○			

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備 考
				RoHS	化審	POPs	労安	カソ	
A2-36	ハルフルホ(ヘキサン-1-フルホ酸)若しくはハルフルホ(アルカンスフルホ酸)(構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。)又はこれらの塩	PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩	使用の原則禁止		○	○			
A2-37	2-(2H-1, 2, 3-ヘンツトリアリール-2-イル)-4, 6ジ-タ-シャリ-ヘンチルフェノール	UV-328	使用の原則禁止		○	○			
A2-38	1, 1, 1-トリクロ-2, 2-ビス(メチフェニル)エタン	メチクロル	使用の原則禁止		○	○			
A2-39	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-トデカロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-トデカドロ-1, 4:7, 10-ジメタジヘンツ[a, e][8]アズレ	デクロラブロ	使用の原則禁止		○	○			
A2-40	長鎖ハルフルホカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及びLC-PFCA関連物質(炭素数9~21までのもの)	LC-PFCA	使用の原則禁止			○			
A2-41	中鎖塩素化ハフイン(炭素数14~17までのものであつて塩素の含有量が全重量の45%以上であるもの)(MCCP)	MCCP	使用の原則禁止			○			
A2-42	ハルヒリホス		使用の原則禁止		○				
A3-01	黄りんマチ		製造禁止			○			法第55条、令第16条
A3-02	ヘンジジン及びその塩		製造禁止(1%以下)			○			〃
A3-03	四-アミジフェニル及びその塩		製造禁止(1%以下)			○			〃
A3-04	アバスト(石綿)類		製造禁止(0.1%以下) 分析、調査用途は除外			○			〃
A3-05	四-ニトロジフェニル及びその塩		製造禁止(1%以下)			○			〃
A3-06	ビス(クロメチル)エーテル		製造禁止(1%以下)			○			〃
A3-07	β-ナフチルアミン及びその塩		製造禁止(1%以下)			○			〃
A3-08	ヘンゼンを含有するゴムのり		製造禁止(5%以下)			○			〃
A3-09	ジクロルヘンジジン及びその塩		製造許可(1%以下)			○			法第56条、令第17条
A3-10	α-ナフチルアミン及びその塩		製造許可(1%以下)			○			〃
A3-11	塩素化ビフェニル(別名PCB)		製造許可(1%以下)			○			〃
A3-12	カルトトリジン及びその塩		製造許可(1%以下)			○			〃
A3-13	ジアニジン及びその塩		製造許可(1%以下)			○			〃
A3-14	ヘリウム及びその化合物		製造許可(1%以下) 合金(3%以下)			○			〃
A3-15	ヘンツトリクロド		製造許可(0.5%以下)			○			〃
A4-01	特定フロン(CFC)	議定書附属書A グループI	使用の原則禁止				○		注記4
A4-02	特定ハロン	議定書附属書A グループII	使用の原則禁止				○		〃
A4-03	その他CFC	議定書附属書B グループI	使用の原則禁止				○		〃
A4-04	四塩化炭素	議定書附属書B グループII	使用の原則禁止				○		〃
A4-05	1, 1, 1-トリクロエタン(メチルクロロホルム)	議定書附属書B グループIII	使用の原則禁止				○		〃
A4-06	HCFC	議定書附属書C グループI	使用の原則禁止				○		〃
A4-07	HBFC	議定書附属書C グループII	使用の原則禁止				○		〃
A4-08	プロモクロメタン	議定書附属書C グループIII	使用の原則禁止				○		〃
A4-09	臭化メル	議定書附属書E グループI	使用の原則禁止				○		〃

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備 考
				RoHS	化審	POPs	労安	オゾン	
A4-10	HFC	議定書附屬書F グループ I	使用の原則禁止					○	〃
A4-11	トリフルオロメタン	議定書附屬書F グループ II	使用の原則禁止					○	〃
A5-01	弊社顧客が要求する使用禁止物質(注記5)								
B1-01	chemSHERPA管理対象物質(注記6)								
<b>規制要求事項</b>									
RoHS	EU RoHS 指令								
化審	化審法（第一種特定化学物質）								
POPs	POPs条約 附屬書A該当物質								
労安	労働安全衛生法								
オゾン	モトリオール議定書（オゾン層保護法）								
<b>注意事項</b>									
注記1	規制要求事項の規制物質及び規制内容（規制値）等は、制定又は改訂時の内容のため、最新の要求事項と異なる場合があります。								
注記2	EU RoHS 適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。								
注記3	梱包資材の場合、4物質（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀及びこれらの化合物）の総量として重量比：100ppmを含有濃度の閾値とします。								
注記4	製造工程等での使用を禁止します。								
注記5	chemSHERPA(ケムシェルパ)データ作成支援ツールによる含有量報告により、弊社で確認し、顧客へ報告します。								
注記6	chemSHERPA(ケムシェルパ)データ作成支援ツールによる含有量の報告をお願い致します。								
注記7	POPs 適用除外規制が5年間有効になります。含有が確認された場合、最新情報をご確認ください。								
<b>改訂履歴</b>									
19/02/28	ver-01 制定								
21/05/20	ver-02 化審法、POPs改訂情報による物質追加								
24/09/30	ver-03 化審法、POPs改訂情報による物質追加								
25/09/30	ver-04 化審法、POPs改訂情報による物質追加								